

# 破産した三セクの債務

## 県など肩代わり適法

地裁判決

第三セクター「かながわ廃棄物処理事業団」の破産による債務を、出資団体の県、横浜、川崎市が公金で肩代わりするのは債務保証を禁じる「財政援助制限法」に違反するなどとして、3自治体のオンブスマンが補償金の返還や損害賠償を求めた訴訟の判決で、横浜地裁（佐村浩之裁判長）は5日、「損失補償金の交付が法律に違反すると認めることはできない」として、訴えを棄却した。

判決によると、事業団は昨年3月に解散。金融機関からの借入金約34億8千万円については、3自治体が

### 原告側「近年の判例と逆行」

県、横浜、川崎市による一連の損失補償は「財政援助制限法に反していない」とした判決。原告代理人の大川隆司弁護士は「損失補償を『違法』とした近年の判決の流れに、プレーキをかけかねない」と憤った。

地方自治体の第三セクターへの損失補償をめぐっては、今回の訴訟とは別に、2006年11月に横浜地裁が「違法」との判断を示し、

3自治体の損失補償金の交付は「契約に基づいて行われており有効」と結論付けた。

3分の1ずつ損失補償金として支払った。

かながわ市民オンブスマンの代理人である大川隆司弁護士は「行政側の弁解をそのままなぞった不当判決」として控訴する意向を示した。

黒岩祐治知事は「県の主張が認められ適切な判決であると考えている」とコメントを出した。

(報道部)

昨年8月には東京高裁が「契約は違法で無効」とし、自治体の債務立て替え払いを差し止める判決を言い渡している。

債務保証は債務が履行されない段階ですぐに保証人が弁済するが、損失補償は債務期限を過ぎたというだけでは不十分で、倒産など「回収不能」の要素が必要になる。

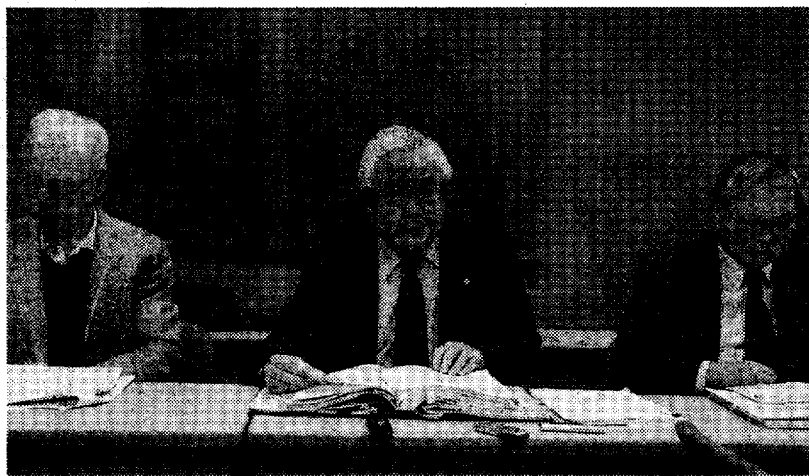
高裁判決は「金融機関が損失補償を請求できる

要件を『償還期限を2カ月経過しても弁済を受けられなかった場合』などとした契約は実質、債務保証と同じ」と判断。違法性を認められた。大川弁護士は「今回の契約も『6カ月経過したら弁済する』という条項があるが今回の地裁判決は『債務保証ではない』と言い切っており、全く相反する解釈をした」と指摘した。

総務省の調査では、全国の第三セクター16154法人のうち、438法人が損失補償契約を自治体と結んでおり、借入金の総額は残高ベースで計約1兆7800億円に上る。

大川弁護士は「最後は自治体が責任を取るという理由で公金の支払いを野放図に認めたら、自治体の責任はいくらでも広がる」と危機感を示した。

判決後の会見で「控訴せざるを得ない」と話した大川弁護士(中央)



|| 横浜市中区の横浜弁護士会館 (松島 佳子)